

令和6年3月7日・8日

総務委員会資料

【条例案】

- 第35号議案 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 … 1頁
- 第36号議案 警察に関する手数料条例の一部を改正する条例 … 2頁
- 第37号議案 島根県暴力団排除条例の一部を改正する条例 … 3頁

【予算案】

- 第4号議案 令和6年度島根県一般会計予算 [関係分] … 6頁
- 第61号議案 令和5年度島根県一般会計補正予算(第10号) [関係分] … 7頁

【報告事項】

- 令和5年中の犯罪情勢について … 8頁

島根県警察本部

総務委員会資料 (第35号議案)	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例 の一部を改正する条例	令和6年3月7日・8日 島根県警察本部
---------------------	-----------------------------------	------------------------

1 提案理由

社会情勢の変動等に伴い、地方警察職員の特殊勤務手当について、所要の改正を行う必要がある。

2 条例の概要

- (1) 犯罪鑑識手当の支給要件からステレオカメラ図化作業を削除すること。
- (2) 死体取扱手当の額の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
解剖の補助作業又は立会いの作業に従事したとき。	1体 2,500円 (人事委員会規則で定める死体 ^{※1} の取扱作業にあつては、3,200円)	1体 3,200円
人事委員会規則で定める職員 ^{※2} が検視、検証又は実況見分のための死体取扱作業に従事したとき。	1体 2,500円 (人事委員会規則で定める死体の取扱作業にあつては、3,200円)	1体 3,200円

※1 人事委員会規則で定める死体

例：でき死体等のうち腐乱が進行して手足の皮膚が容易にはがれる状態のもの

※2 人事委員会規則で定める職員…検視官とする。

- (3) 手当額の特例の改正

死体取扱手当が支給される作業で正規の勤務時間以外の夜間に行われるものに従事した場合における当該手当の額について、勤務1回につき、1,240円を加算する措置を新たに講じるもの

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

総務委員会資料 (第36号議案)	警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	令和6年3月7日・8日 島根県警察本部
---------------------	-----------------------	------------------------

1 提案理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

2 改正の概要

(1) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴う手数料の改正

銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料（別表第1の29の2）

手数料を納付しなければならない者	改正前	改正後
猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受けようとする者	1 講習につき 12,700円	1 講習につき 14,000円

(2) デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う手数料の廃止等

ア 警備業法関係手数料（別表第1の55～57）

(ア) 警備業の認定証の再交付及び書換えに係る手数料の廃止

(イ) 警備業の認定証の廃止に伴う規定の整理（認定証→認定）

イ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料（別表第1の64の3・64の4）

自動車運転代行業の認定証の再交付及び書換えに係る手数料の廃止

ウ 探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料（別表第1の64の5～64の7）

探偵業届出証明書の交付及び再交付に係る手数料の廃止

3 施行期日

令和6年4月1日（1に掲げる法律及び政令の施行の日）

1 改正理由

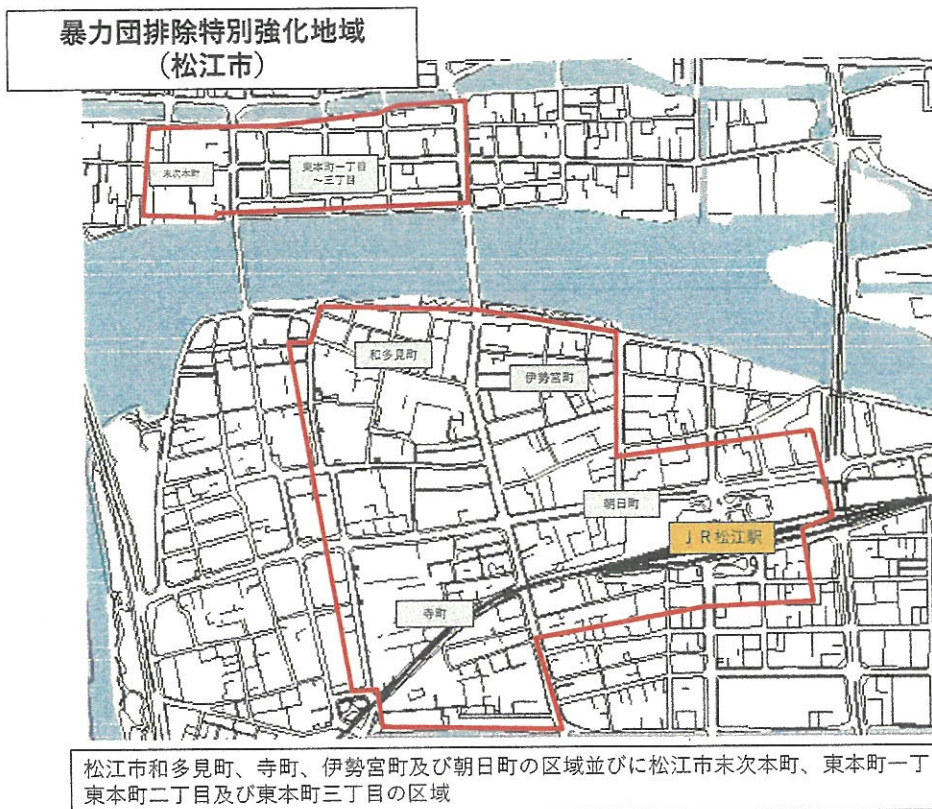
平成23年4月に島根県暴力団排除条例が施行され、社会全体による暴力団排除意識が定着してきた中、暴力団員は社会情勢に応じて犯罪や資金獲得活動を変化させていることから、暴力団に関する規制を強化するため、所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

	内 容	義務違反者に対する措置	罰 則
(1) 青少年の健全な育成を図るための措置	青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止（新設）	（違反が疑われる場合） 立入検査等を実施	（立入検査拒否等） 20万円以下の罰金
		（違反した場合） 中止命令又は再発防止命令を发出	（命令違反） 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
	暴力団事務所の開設及び運営の禁止（拡大）	周囲200メートル以内に暴力団事務所の開設・運営を禁止する保護対象施設に、都市公園法に規定する「都市公園」を追加	（直罰） 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	都市計画法に規定される用途地域（工業専用地域を除く。）において、暴力団事務所の開設・運営を禁止する規定を新設	（違反が疑われる場合） 立入検査等を実施	（立入検査拒否等） 20万円以下の罰金
		（違反した場合） 中止命令を发出	（命令違反） 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
(2) 暴力団排除特別強化地域の指定	暴力団排除特別強化地域の指定（新設）	松江及び出雲市の繁華街等	
※ 別添資料1,2参照	特定営業者の指定（新設）	暴力団排除特別強化地域内の風俗営業及び飲食店営業者等	
	禁止行為（新設）	特定営業者が暴力団員等から、用心棒の役務の提供を受ける行為又は暴力団員等に対し、みかじめ料等を供与する行為を禁止	（直罰） 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※ 特定営業者は、自首減免規定あり
		暴力団員が特定営業者に対し、用心棒の役務を提供する行為又は特定営業者から、みかじめ料等を受ける行為を禁止	
(3) その他規定の整備			

3 施行期日

令和6年7月1日



※ 玉湯町玉造の一部区域については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第10条の表1で定める地域



特定営業

営業の種類	法令の種類	業務形態
風俗営業	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風適法」という。）第2条第1項	キャバクラ、パチンコ店、麻雀店、ゲームセンター等
性風俗関連特殊営業	風適法第2条第5項	ソープランド、ファッションヘルス、ラブホテル、デリバリーヘルス等
特定遊興飲食店営業	風適法第2条第11項	ナイトクラブ、ダンスホール等
接客業務受託営業	風適法第2条第13項	コンパニオン派遣業等
飲食店営業 ※1	風適法第2条第13項4号	居酒屋、レストラン、寿司屋等
風俗案内業		風俗案内所等
風俗情報業		風俗情報誌等の発行やインターネットで風俗情報を閲覧させる事業者
客引き、スカウト業 ※2,3		客引き、スカウト

※1 飲食店営業

午前6時から午後10時までの時間においてのみ営むものを除く酒類提供飲食店営業をいいます。

※2 客引き

道路その他公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいいます。

- ・ 風俗営業等に関し、客引きをすること。
- ・ 風俗営業等に関し、人に呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること。

※3 スカウト

道路その他公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいいます。

- ・ 風俗営業等の役務に従事するよう勧誘すること。
- ・ 写真又は映像の被写体となる役務であって、対価を伴うものに従事するよう勧誘すること。

令和 6 年度警察関係当初予算 説明資料

歳出予算

(単位:千円)

款・項・目	令和 6 年度	令和 5 年度	比較	令和 6 年度の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
警 察 本 部	22, 247, 952	21, 414, 514	833, 438	748, 316	1, 133, 600	985, 293	19, 380, 743
警察費	22, 247, 952	21, 414, 514	833, 438				
警察管理費	20, 198, 624	19, 635, 043	563, 581				
公安委員会費	9, 948	9, 384	564	公安委員報酬、費用弁償、交際費			
警察本部費	17, 683, 649	17, 361, 376	322, 273	職員給与費 15, 620, 292 ・一般職給与費（警察官1546人、一般職員302人） ・職員退職手当（警察官40人、一般職員15人） 警察運営管理費 等 【主な事業】 ・遺失物管理システム共通基盤化事業 21, 252 ・ヘリコプターテレビシステム改修事業 29, 464 〈主な増減〉 ・職員給与費 +321, 496			
装備費	27, 306	17, 076	10, 230	警察装備整備費			
警察施設費	1, 766, 339	1, 547, 391	218, 948	警察施設整備費 等 【主な事業】 ・出雲警察署整備事業 1, 439, 229			
運転免許費	711, 382	699, 816	11, 566	運転免許費 等 【主な事業】 ・運転免許証作成システム改修事業 64, 976			
警察活動費	2, 049, 328	1, 779, 471	269, 857				
警察活動費	2, 049, 328	1, 779, 471	269, 857	警察活動費 等 【主な事業】 ・交通安全施設整備事業(信号灯器LED化) 226, 163			

債務負担行為

(単位:千円)

事 項	限 度 額
情報システム整備費	(総額) 299, 605
楽器輸送車整備費	(総額) 18, 632
ガスクロマトグラフ質量分析システム整備費	(総額) 69, 846
運転免許業務委託費	(総額) 232, 282
車両捜査支援システム整備費	(総額) 890, 204
	1, 510, 569

令和 5 年度警察関係 2 月補正予算(第10号) 説明資料

歳出予算

(単位:千円)

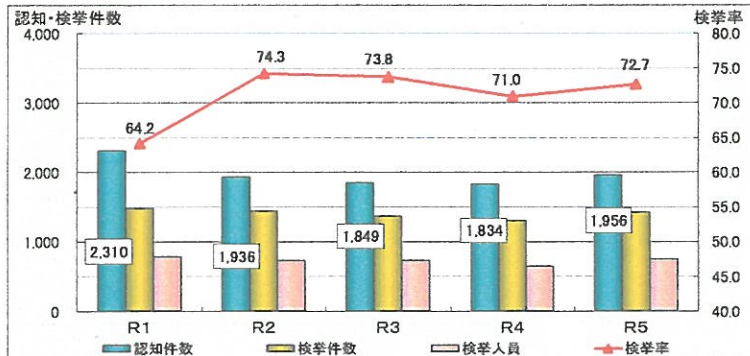
款・項・目	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
警 察 本 部	21,662,847	▲ 409,217	21,253,630	▲ 22,294	▲ 760,500	9,098	364,479
警察費	21,662,847	▲ 409,217	21,253,630				
警察管理費	19,881,977	▲ 431,565	19,450,412				
公安委員会費	9,384	▲ 869	8,515	公安委員報酬、費用弁償、交際費			
警察本部費	17,605,828	▲ 391,378	17,214,450	職員給与費 ▲ 346,624 ・一般職給与費(警察官1484人、一般職員290人) ・職員退職手当(警察官32人、一般職員17人) 警察運営管理費等			
装備費	17,076	▲ 494	16,582	警察装備整備費			
警察施設費	1,547,391	▲ 31,001	1,516,390	警察施設整備費等			
運転免許費	702,298	▲ 7,823	694,475	運転免許費等			
警察活動費	1,780,870	22,348	1,803,218				
警察活動費	1,780,870	22,348	1,803,218	警察活動費等			

繰越明許費

(単位:千円)

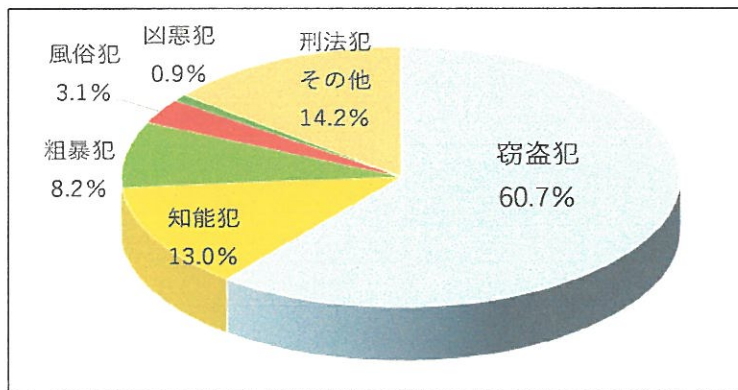
項	事 業 名	金 額
警察管理費	警察施設整備費	709,269

1 刑法犯の認知・検挙状況



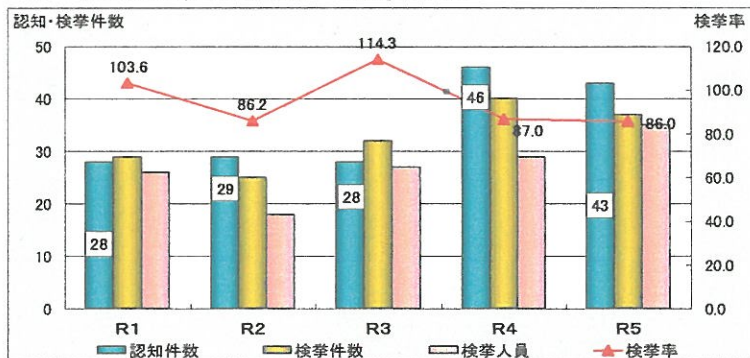
- 認知件数
1,956件(+122件)
- 検挙件数
1,422件(+119件)
- 検挙人員
747人(+99人)
- 検挙率 ※ 全国第1位
72.7%(+1.7ポイント)
(全国平均38.3%)

2 認知刑法犯の罪種別内訳



- 窃盗犯
1,187件(+32件)
- 知能犯
254件(+22件)
- 粗暴犯
161件(+48件)
- 風俗犯
60件(+27件)
- 凶悪犯
17件(-2件)

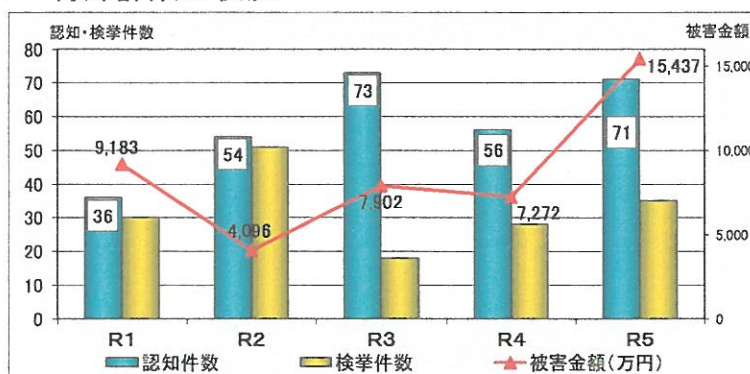
3 重要犯罪の認知・検挙状況



- 認知件数
43件(-3件)
- 検挙件数
37件(-3件)
- 検挙人員
35人(+6人)
- 検挙率
86.0%(-1.0ポイント)
(全国平均81.8%)

※ 重要犯罪：殺人、強盗、放火、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐、人身売買
(令和5年7月13日改正前の強制性交等、強制わいせつを含む。)

4 特殊詐欺の状況



- 認知件数
71件(+15件)
- 被害金額
約1億5,437万円
(+約8,165万円)
- 高齢者の被害
全体の52.1%
- 検挙件数
35件(+7件)